

経済同友会の社会保障改革提言について

経済同友会 副代表幹事・社会保障改革委員会委員長
株式会社バンダイナムコホールディングス
取締役会長 高須 武男



1. 経済同友会が提言する社会保障改革（年金・医療・介護の改革、納税者番号制度の導入）

年金制度改革

	年金	
制度	新基礎年金制度 (1階部分)	新拠出建年金制度 (2階部分)
運営主体	国	民間金融機関等
対象	65歳以上に給付	任意加入
給付	1人月額7万円	(契約による)
負担	年金目的消費税 (従業員負担分の保険料はゼロ)	(契約による) 企業負担あり

医療制度改革

	医療	
制度	公的医療保険制度	新高齢者医療制度
運営主体	道州	道州
対象	74歳以下	75歳以上
給付	7割 (財源は保険料)	7割 (財源は税)
保険料負担	あり	なし
自己負担	3割	3割

介護保険制度改革

	介護
制度	介護保険制度
運営主体	基礎自治体
対象	要介護2以上のサービス
給付	8割 (財源は税+保険料)
保険料負担	あり (40歳以上)
自己負担	2割

納税者番号制度の導入

税と社会保障に共通の個人番号を導入し、所得捕捉の強化、社会保障における負担と給付を個人ベースで可視化する

2. 各制度の改革について①（年金：1階部分）

新基礎年金制度の創設

新基礎年金制度の役割：老後の必要最低限の生活保障（ナショナルミニマムの保障）

新基礎年金制度のポイント

- ・65歳以上の全国民に1人月額7万円を給付（物価スライドを適用）。
- ・財源は全額年金目的消費税とし、現在の基礎年金部分における従業員負担分の保険料はゼロにする。⇒保険料での負担が消費税での負担に置き換わる
- ・年金目的消費税率は2030年度までにかけて9～10%で推移。
- ・高額所得者にも給付するが、他の所得と一緒に合算し課税。
※公的年金等控除の縮小を検討し、将来的には総合所得課税の下で同控除を廃止することにより、高額所得者へ給付した分は税制で調整する。
- ・消費税率引き上げに伴う低所得者層の負担増に配慮し、「給付つき税額控除」を導入。
※基礎的な食料品を購入した時の消費税負担相当額を所得に応じて還付する。

2. 各制度の改革について②（年金：2階部分）

新拠出建年金制度の創設

新拠出建年金制度（積立方式・個人勘定）の役割：安心で充実した老後の生活の確保

新拠出建年金制度のポイント

- ・民間の金融機関等が運営する拠出建ての私的年金。
- ・収入がある国民は加入可能。
- ・国は税制面での優遇措置を行う。
※掛金は拠出時非課税（企業は損金算入、従業員は所得控除）、運用時の年金資産は非課税、受給時は他の所得と合算し課税扱い。
- ・企業は従業員の老後への備えを支えるために、一定の拠出を行う。
- ・年金資産は加入者自身の判断と責任で運用する。



新基礎年金制度と新拠出建年金制度により、
個人は将来の年金受給の見通しが立てやすくなる

2. 各制度の改革について③（医療）

新高齢者医療制度の創設

- ・新高齢者医療制度：75歳以上を対象とする独立した高齢者医療制度。
医療費の財源は税7割、自己負担3割。現役世代が加入する保険制度からの支援金は廃止。

公的保険制度の一元化

- ・公的保険制度は地域保険に再編・統合し、将来、道州制が導入された際には、道州単位で運営。
※経済同友会では2018年度に「道州制」の導入を提言。

規制緩和の促進

- ・混合診療の拡大：公的保険適用の診療と患者の全額自己負担による自由診療との併用を拡大。
- ・株式会社の医療機関への参入促進：多様な主体による医療機関の経営を実現。

医療機関間での機能の集約など

- ・診療所、基幹病院、専門病院等の役割分担の明確化、機能の集約化により、人材や設備等を有効的に活用。医療機関間で情報共有を促進。

2. 各制度の改革について④（介護）

保険対象のサービスの重点化

- ・介護予防サービスなど比較的軽度な利用者へのサービスは保険の対象外とし、より重度の利用者に重点的に給付。

自己負担割合の引き上げ

- ・自己負担を介護サービス費用の1割から2割に引き上げ。

保険者規模の拡大

- ・将来的には、制度の運営主体は道州制の下で現在の市町村よりも広域化した基礎自治体に。

施設整備のあり方の見直し

- ・施設への入所対象者はより重度者に限定。介護保険施設への株式会社等、多様な経営主体の参入促進によるサービスの供給量と利用者の選択肢の増加。

産業としての介護の発展

- ・介護ロボット等の機器の実用化、普及。機器の安全性を評価する基準の早期策定、国際標準化等への取組み。
- ・保険外サービス市場の拡大により、介護事業者が多様で付加価値の高いサービスを提供。

3. 納税者番号制度の導入

わが国では納税者番号制度が導入されておらず、社会保障行政の効率化が進まない一因になっている。

納税者番号制度導入により期待される効果

- ・医療・介護等における負担と給付の履歴管理が容易になり、個人会計が可能になる。
- ・申請手続きが簡素化され、社会保障の運営事務コストも削減される。
- ・納税事務にも併用することにより、所得捕捉が強化される。
- ・納税者番号への所得、負担、給付に関わる情報の一元化と、その共有化により縦割りの行政サービスが変わる。

なお、納税者番号制度の導入に際しては、セキュリティに関する環境を整備することを前提に、個人番号には、住民基本台帳ネットワークによる住民票コードを活用する。